

配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）の策定について

1 背景・趣旨

- 平成 16 年 6 月に一部改正された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法：平成 13 年 4 月 13 日法律 31 号）において、都道府県における DV の防止や被害者の保護・自立支援の責務を明確にし、国が定める基本方針に即した都道府県基本計画の策定が義務付けされた。
- 本県では平成 17 年 12 月に最初の「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、その後、平成 19 年 7 月の DV 防止法改正を受け、平成 20 年 3 月に 2 次計画を、平成 25 年 3 月に現行の 3 次計画を策定したが、この3 次計画の計画期間が平成 29 年度で終了することから、4 次計画を策定する。

2 DVをめぐる最近の動き

- DV防止法の改正

平成 25 年 6 月に DV 防止法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とされた。（平成 26 年 1 月 3 日施行）また、平成 26 年 10 月には、DV 防止法の改正を踏まえて国の基本方針についても一部改正された。
- 愛知県女性相談センターにおける DV に関する相談等の推移

本県の女性相談センターにおける DV による相談件数（面接・電話）、一時保護件数は平成 21 年度に DV 防止法施行後過去最高となった後、22 年度以降やや減少したが近年は横ばいであり、依然として深刻な状況にある。

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
相談件数	面接	803	999	1096	859	727	754	793	688	692	641
	電話	741	901	1082	1,142	1,030	1,014	752	796	859	825
	計	1,544	1,900	2,178	2,001	1,757	1,768	1,545	1,484	1,551	1,466
一時保護件数		189	246	280	279	251	268	274	198	220	203

3 第 3 次計画の概要

- 計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間
- 重点目標

①愛知県内の DV 被害者保護・支援体制の充実	⑥職務関係者への研修の充実
②DV の防止（教育・啓発）	⑦外国人・障害者・高齢者等への配慮
③発見・通報の体制	⑧子どもに対する支援
④被害者の保護等	⑨苦情処理の体制
⑤関係機関等との連携・協働	⑩加害者に対する取組

4 第 4 次計画の基本的な考え方

- 計画の構成（「計画の目的」、「計画策定の基調」、「重点目標」並びに「取組の内容」）については、現行計画を継承する。
- 「計画の目的」、「計画策定の基調」並びに「重点目標」については、国の基本方針（平成 26 年 10 月改正）を踏まえ、必要な見直しについて検討する。また、「取組内容」については、3 次計画の進捗状況を点検評価し、具体的な取組を検討する。
- 計画期間については、現行計画と同じ 5 年間とする。

5 第 4 次計画策定の進め方

- (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）策定検討会議
 - 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するために設置する。
 - 構成員：学識者、民間支援団体、社会福祉施設関係者、行政機関始め 14 名
- (2) 被害者アンケート調査
 - 目的：配偶者からの暴力被害を受けられた方々に、被害を受けた際の相談支援の状況や、配偶者からの暴力を防止するために必要な対策等の現状等を把握し、4 次計画策定の基礎資料とする。
 - 対象：県内の婦人保護施設（2 施設）並びに母子生活支援施設（7 施設）に入所している配偶者からの暴力の被害者約 120 名
 - 調査期間：1 週間程度
 - 調査方法：調査対象施設に調査票を配布し、封書に入れて回収

6 計画策定のスケジュール

- 8 月 被害者アンケート調査の実施
- 9 月 第 1 回検討会議の開催（4 次計画の策定方針、3 次計画の点検・評価）
- 12 月 第 2 回検討会議の開催（4 次計画原案について意見交換）
- 1 月 パブリックコメントの実施
- 3 月 計画策定・公表